

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症に係る 施設の使用制限等の協力依頼等について

兵庫県への緊急事態宣言は解除されますが、引き続き感染収束に向けて取り組む必要があることから、下記の通り営業時間の短縮等について、ご協力をお願いします。

記

1 期 間 令和3年10月1日(金)から令和3年10月21日(木)まで

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容

[特措法第24条第9項等に基づく]

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 [パチンコ屋等] 遊興施設 [個室ビデオ店、場外馬券売場等] 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮の協力依頼 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 酒類提供^(※1)は11時～20時30分までとすることを要請(「一定の要件」^(※2)を満たすこと) ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること 業種別が「トライイン」等に基づく感染対策の徹底を要請

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 [劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等] 集会・展示施設 [集会場、公会堂、展示場、貸会議室等] ホテル・旅館(集会用に供する部分) 運動施設・遊技施設 [体育館、ホッケー場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等] 博物館等 	<ul style="list-style-type: none"> 21時までの営業時間短縮の協力依頼 イベント開催制限の要件^(※3)を準用した施設の運用を要請 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施を要請 酒類提供^(※1)は11時～20時30分までとすることを要請(「一定の要件」^(※2)を満たすこと) ただし、施設内の飲食店等の取扱いは、「飲食店・遊興施設・結婚式場」に対する要請内容に準じること 業種別が「トライイン」等に基づく感染対策の徹底を要請

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 アクリル板の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底、同一グループの同一テーブルへの入店内は原則4人以内

※3 イベント開催制限の要件[国の開催基準を踏まえ決定]

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人又は収容定員の50%以内(≦10,000人)のいずれか大きい方
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%*以内	

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

*異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1 受付時間: 平日 9時～17時

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間: 平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html

県民・事業者への感染対策徹底の要請

緊急事態宣言は解除されるが、感染再拡大を防ぐため、基本的な感染対策の徹底、外出自粛、施設の使用制限、イベントの開催制限などの対策の徹底について、引き続き県民・事業者に要請する。

1 基本的な感染対策の徹底

- ・マスクの着用（不織布マスクの奨励）、手洗いや手指消毒、人と人との距離の確保、換気、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる場合の出勤・登校の自粛等の徹底

(職場)

- ・「居場所の切り替わり」(食堂、休憩室、更衣室、喫煙室、移動時の車内等)でのマスクの着用、従業員の体調管理など感染対策の徹底

(学校)

- ・給食の際の黙食の徹底、換気の徹底、体調が悪い場合の休みやすい環境整備など校内で感染を拡大させない取組の徹底

(家庭)

- ・帰宅後の手洗い・消毒、換気、家族の健康管理など家庭での感染対策の徹底

2 外出自粛等

- ・日中も含めた不要不急の外出の自粛
- ・混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- ・感染が拡大している地域への不要不急の移動の自粛
- ・帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、3密の回避を含め基本的な感染防止策を徹底し、特に発熱等の症状がある場合の自粛の徹底
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・友人、グループによる宅飲み、路上や公園での飲酒の禁止

3 施設の使用制限等

① 飲食店等における営業時間短縮等

- ・時短要請等

〈「新型コロナ対策適正店認証制度」認証店舗(申請中(*)を含む)〉

5時～21時の営業時間短縮(酒類提供は11時～20時30分)

(*) 令和3年9月30日までに県に認証の取得申請が行われ、今後認証される店舗。
10月1日以降に認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う

〈上記以外の店舗〉

5時～20時の営業時間短縮(酒類提供は自粛。ただし、「一定の要件」(アクリル板等の設置(又は座席の間隔(1m以上)の確保)、手指消毒の徹底等)を満たす場合は11時～19時30分)

- ・ 県が作成したポスター等による呼びかけなど、飲食以外の会話時のマスク着用の徹底。来店者のマスク着用が徹底されない場合で、店側が着用を促しても応じてもらえない場合には退店の依頼を要請
- ・ 飲食を主たる業としている店舗及び結婚式場でのカラオケ設備の利用自粛

②入場整理等による密の回避等感染対策の徹底

- ・ 多数利用施設における人数管理・人数制限・誘導等の入場者の整理、マスクを着用しない者の入場禁止、手指消毒設備の設置等の感染対策
- ・ 百貨店等の大規模商業施設の食料品売り場、バックヤード等での消毒の徹底や飛沫防止などによる感染対策

4 イベント開催制限

- ・ 催物等の開催に当たっては、その規模に関わらず、3密が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること
- ・ 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重に検討すること

5 出勤抑制

- ・ 在宅勤務（テレワーク）等の活用による出勤者の削減、テレビ会議等の推進